

令和3年7月12日

会員企業の皆様へ

公益社団法人八幡法人会  
会長 野村 廣美

## マイナンバーカードの健康保険証利用促進の呼び掛け及び 業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について

平素から、マイナンバーカードの取得促進に向けた取組みに対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

法人会では、これまでもマイナンバーカードの取得促進の呼び掛けについてお願いしていたところですが、改めて、国税庁からマイナンバーカードの健康保険証利用促進の呼び掛けの依頼及び業界団体・個社の取組の好事例の情報提供がありました。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減につながります。また、マイナンバーカードは、各種証明書のコンビニでの取得やe-Taxによる確定申告等で利用できる等、大きなメリットのあるカードです。なお、今後、マイナンバーカードは、運転免許証との一体化も検討されており、そのメリットはさらに拡大していく予定です。

つきましては、下記のとおり、貴社の従業員に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の呼び掛けを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

また、別添の「業界団体・個社におけるマイナンバーカード取得促進の取組に係る好事例」については、貴社におけるマイナンバーカードの取得促進の取組の参考としていただければ幸いです。

### 記

#### 1 広報素材を活用した周知・広報

内閣官房等が作成する広報素材（リーフレット）を国税庁ホームページ<sup>※1</sup>に掲載しておりますので、貴社のイントラネット等に下記URLを掲載するなどして、マイナンバーカードの健康保険証利用などについて、従業員の皆様へ周知いただくよう、お願いいたします。

※1 「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm>)

#### 【広報素材（リーフレット）】

- ・「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」
- ・「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」
- ・「こんなとき、あってよかった！マイナンバーカード」

## 2 マイナンバーカードの健康保険証利用にあたっての留意事項の周知

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）については、システムの安定性やデータの正確性確保の観点から、一部医療機関等において実施しているプレ運用を継続したうえで、遅くとも令和3年10月までに本格運用が開始される予定です。

プレ運用を実施している医療機関等では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できますが、本格運用までは確実な資格確認のために併せて健康保険証の持参もお願いしております。プレ運用を実施している医療機関等は厚生労働省ホームページ<sup>※2</sup>に掲載されております。

なお、加入者データの正確性確保にあたっては、企業等においても、従業員等から提出された雇用保険被保険者資格取得届等に記載されたマイナンバーが正確であることをご確認いただく必要があります<sup>※3</sup>。貴社の従業員等に対しても、雇用保険被保険者資格取得届等に記載したマイナンバーの誤りがないことを提出前に確認するよう、周知いただくようお願いいたします。

※2 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」([https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html))

※3 被保険者のマイナンバーについては、事業主が本人確認の措置（マイナンバー確認、身元（実存）確認）を行う必要があります。なお、被扶養者のマイナンバーについては、被保険者が本人確認の措置を行う必要があります。

## 3 その他

令和3年3月までにQRコード<sup>※4</sup>付きのカード交付申請書が、カード未取得者に送付されており、QRコードを用いたオンライン申請を推奨されていますので、従業員の皆様へ周知いただくよう、お願いいたします。

また、一部の市区町村においては、カードの交付申請について、企業・団体等に出張し、一括して申請受付を行う方式を実施していますので、御興味がある場合には市区町村のマイナンバーカード担当課に相談いただくよう、お願いいたします。

※4 QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。